

簡易公募型プロポーザル方式（単体発注）

参加説明書

沖縄県土木建築部公告土都第6号（令和8年2月6日）の「令和7年度沖縄本島中南部都市圏域マスタープラン等作成検討委託業務」に係る技術提案書の特定等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この参加説明書によるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度沖縄本島中南部都市圏域マスタープラン等作成検討委託業務
- (2) 履行場所 県内3都市計画区域（那覇広域都市計画区域、中部広域都市計画区域及び南城都市計画区域）、都市計画区域外（八重瀬町具志頭地区）
- (3) 業務の目的
本業務は、沖縄本島中南部地域を一体の都市圏として捉え、将来の中南部都市圏の広域的な役割分担や方向性等を検討し、沖縄本島中南部都市圏域マスタープランを策定する。また、県内3都市計画区域（那覇広域都市計画区域、中部広域都市計画区域及び南城都市計画区域）について、関連計画を踏まえ、区域マスタープランの素案を作成する。
- (4) 業務内容 特記仕様書（案）のとおり
本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

【特定テーマ1】

今後の駐留軍用地の段階的な返還と都市化、道路交通等の整備進捗及び超高齢化社会、人口減少などの社会構造の変化を踏まえ、都市計画区域の範囲、区域区分制度の検討に際して留意する点を提案すること。

以下については確実に提案すること。

- (1) 都市計画区域を一体化、一部再編または現状維持とするなど、都市計画区域の範囲に対する評価の考え方
- (2) 長期的な外部環境等の変化が評価結果に影響する事項

【特定テーマ2】

圏域マスタープラン素案検討においては、沖縄本島中南部都市圏の一体性を考慮する必要があるが、駐留軍用地の返還など将来の都市構造の変化を踏まえた市街地（市街化区域、非線引きの用途地域）範囲の算定方法が課題となっている。

那覇広域都市計画区域では、市街化区域の範囲・規模を居住人口等に基づき算定※していることを考慮し、中南部都市圏が一体となった場合の市街地範囲の算定方法について留意する点について以下を踏まえ提案すること。 ※【特定テーマ2参考資料】参照

- (1) 那覇広域都市計画区域、中部広域都市計画区域及び南城都市計画区域並びに都市計画区域外（八重瀬町具志頭地域）を対象とする。
- (2) 沖縄の特殊事情を踏まえ提案すること。

【特定テーマの背景】

今後の沖縄県の都市計画においては、駐留軍用地の段階的な返還と都市化、道路交通等の整備進捗が沖縄本島中南部都市圏の一体性を高める変化と、一方で超高齢化社会、人口減少などの社会構造の変化も踏まえる必要がある。

そのため、令和7年度に関連する業務にて、複数分野における変化を想定し、各都市計画

区域及び区域外における課題と対応の方向性までを整理する予定である。

本業務は、圏域マスタープラン策定を目的とし、策定に向けて、都市計画の基礎となる区域の一体化、一部再編または現状維持など区域の範囲及び区域区分制度の選択を検討する。

検討設定した将来の中南部都市圏域の都市計画区域のあり方に対して、実現への課題を関係機関である市町村等と共に検討し、課題解決に向けた現状からの取り組み方針を設定する。

設定した方針の継続的な取り組みに向けて、関係機関の役割・連携を共有・管理できる枠組み（フォローアップ）までを示すプランとして取りまとめる。

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年1月29日（金）まで

(6) 業務量の目安 26,609,000円以下（税込み）とする。

(7) 成果品

成果品は以下のとおりとする。成果品は、都市構造を積極的に可視化するとともに、図、表、グラフ等の資料及び文章は、公表を前提に分かりやすい表現とし、用語等には注釈を付けるものとする。

ア 報告書10部(A4カラー版、概要版と本編（イの内容含む）は別冊とする)

イ 各都市計画区域マスタープラン素案

(ア) 那覇広域都市計画区域 30部

(イ) 中部広域都市計画区域 30部

(ウ) 南城都市計画区域 30部

(8) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出を求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の業務である。

(9) 業務の実施形態

ア 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 主たる部分

本業務における「主たる部分」は、土木設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示す他に次のとおりとする。

(ア) 契約金額の50%を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(ウ) 有識者、市町村及び関係機関等との連絡調整業務

(10) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、若手管理技術者を補助する管理補助技術者を配置することができる。管理補助技術者の配置は参加希望者の判断によるものとし、配置する場合は、管理技術者に代わり管理補助技術者の実績等を審査・評価する。管理補助技術者の資格要件は、管理技術者と同じとする。

(11) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、管理技術者に若手技術者（40歳以下）を配置する場合に評価を行う。

2 技術提案書の提出要請する者を選定するための基準等

(1) 技術提案書の提出要請者の数

次項に示す評価値基準の評価値から、原則として上位3者を選定する。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

(2) 選定するための基準

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	
		判断基準		
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	(別記様式-2) 以下の順位で評価する。 ①建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）及び沖縄県の令和7・8年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録の土木関係コンサル業種の「都市計画及び地方計画」に登録有り。 ②上記に該当しない場合は選定しない。	① 3 ② 選定しない
	専門技術力	成果の確実性（業務実績）	(別記様式-2) (別記様式-2の2) 過去10年間（平成27年度以降から公告日まで）に完了した同種又は類似業務の実績（再委託による業務の実績は含まない。）を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ 上記に該当しない場合は選定しない。 a 同種業務：都市計画法第6条の2に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の作成に関する業務 b 類似業務：都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）の作成に関する業務	① 4 ② 2 ③ 選定しない
	管理技術力	迅速性（当該管内常駐技術者）	(別記様式-4) 下記の順位で評価する。 ① 沖縄県内に管理技術者及び担当技術者が常駐している。 ② 沖縄県内に担当技術者が常駐している。 ③ 上記に該当しない。	① 2 ② 1 ③ 0
	経営力	自己資本比率	(別記様式-5の1) 下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が25%以上 ② ①③に該当しない ③ 自己資本比率が10%未満	① 2 ② 1 ③ 0
		賠償責任保険の加入	(別記様式-5の2) 下記の順位で評価する。 ① 保険金額5,000万円以上の賠償責任保険に加入 ② ①③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入	① 2 ② 1 ③ 0
		過去の法の遵守状況	(別記様式-5の3) 下記の順位で評価する。 ① 過去3年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績なし ② 過去1年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績なし ③ 上記以外	① 2 ② 1 ③ 0

	専門技術力	業務執行 技術力・ 業務成績	<p>(別記様式-3)</p> <p>過去10年間（平成27年度以降から令和7年3月末まで）に完了した同種又は類似業務の評定点を右表で評価する。</p> <p>申請件数の平均点↓</p> <table border="1"> <tr><td>80点以上</td><td>⑤</td><td>④</td><td>③</td><td>②</td><td>①</td></tr> <tr><td>75点以上80点未満</td><td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td><td>③</td><td>②</td></tr> <tr><td>70点以上75点未満</td><td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td><td>③</td></tr> <tr><td>65点以上70点未満</td><td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td></tr> <tr><td>60点以上65点未満</td><td>⑨</td><td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>55点以上60点未満</td><td>⑩</td><td>⑨</td><td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td></tr> </table> <p>申請件数→ 1 2 3 4 5</p> <p>申請数は5件までとし、平均点が55点未満の場合は加点しない。 なお、過去10年間の100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。</p> <p>a 同種業務：都市計画法第6条の2に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の作成に関する業務</p> <p>b 類似業務：都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）の作成に関する業務</p>	80点以上	⑤	④	③	②	①	75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②	70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③	65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④	60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	<p>配点 25</p> <p>①100%(25.0)</p> <p>② 90%(22.5)</p> <p>③ 80%(20.0)</p> <p>④ 70%(17.5)</p> <p>⑤ 60%(15.0)</p> <p>⑥ 50%(12.5)</p> <p>⑦ 40%(10.0)</p> <p>⑧ 30%(7.5)</p> <p>⑨ 20%(5.0)</p> <p>⑩ 10%(2.5)</p>
		80点以上	⑤	④	③	②	①																																	
75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②																																			
70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③																																			
65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④																																			
60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤																																			
55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥																																			
過去2年間の優良業務表彰の有無	<p>(別記様式-6)</p> <p>優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 表彰実績あり</p> <p>② 表彰実績なし</p> <p>※令和6年度から令和7年度までの表彰経験を評価する。 ※表彰対象機関は、沖縄県 土木建築部のみとする。</p>	<p>① 10</p> <p>② 0</p>																																						
予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	<p>(別記様式-6)</p> <p>技術者資格を以下の順位で評価する。</p> <p>①技術士（総合技術監理部門：建設-科目指定なし）及び技術士（建設部門：都市及び地方計画）</p> <p>②技術士（建設部門：都市及び地方計画）</p> <p>③RCCM（都市計画及び地方計画）</p> <p>④上記に該当しない。</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③ 1</p> <p>④選定しない</p>																																					
	業務執行 技術力・ 業務実績	<p>(別記様式-6の2) (別記様式-6の3)</p> <p>過去10年間（平成27年度以降から公告日まで）に完了した同種又は類似業務の実績（再委託による業務の実績は含まない。）を下記の順位で評価する。職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。また、同種業務、類似業務とも契約金額が500万円以上とする。</p> <p>① 同種業務の実績がある。</p> <p>② 類似業務の実績がある。</p> <p>③ 上記に該当しない場合は選定しない。</p> <p>a 同種業務：都市計画法第6条の2に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の作成に関する業務</p> <p>b 類似業務：都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）の作成に関する業務</p>	<p>① 4</p> <p>② 2</p> <p>③選定しない</p>																																					

	若手技術者	(別記様式-6) 下記の通り評価する。 ①40歳以下の管理技術者を配置(公告日を基準)。 ① 上記に該当しない。	① 3 ② 0
情報収集力	県内での業務実績	(別記様式-6) 過去10年間(平成27年度以降から公告日まで)に完了した同種又は類似業務の実績(再委託による業務の実績は含まない。)を下記の順位で評価する。 内容を評価する場合はその旨を明示する。評価は1件のみ行う。 ① 当該地域(沖縄県)管内での業務実績あり。 ② 上記に該当しない。	① 3 ② 0
専門技術力	業務執行技術力・業務実績	(別記様式-7) 過去10年間(平成27年度以降から令和7年3月末まで)に完了した同種又は類似業務の評定点を右表で評価する。 申請件数の平均点↓ 80点以上 ⑤ ④ ③ ② ① 75点以上80点未満 ⑥ ⑤ ④ ③ ② 70点以上75点未満 ⑦ ⑥ ⑤ ④ ③ 65点以上70点未満 ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④ 60点以上65点未満 ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ 55点以上60点未満 ⑩ ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ 申請件数→ 1 2 3 4 5 申請数は5件までとし、平均点が55点未満の場合は加点しない。 なお、過去10年間の100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。 a 同種業務:都市計画法第6条の2に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)の作成に関する業務 b 類似業務:都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)の作成に関する業務	配点 30 ①100%(30.0) ② 90%(27.0) ③ 80%(24.0) ④ 70%(21.0) ⑤ 60%(18.0) ⑥ 50%(15.0) ⑦ 40%(12.0) ⑧ 30%(9.0) ⑨ 20%(6.0) ⑩ 10%(3.0)
	過去4年間の優良業務技術者表彰の有無	(別記様式-6) 優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績あり ② 表彰実績なし ※令和4年度から令和7年度までの表彰経験を評価する。 ※表彰対象機関は、沖縄県 土木建築部のみとする。	① 2 ② 0
	当該部門従事期間	(別記様式-6) 技術者資格で申請のあった部門に対して、下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が10年以上 ② 上記に該当しない	① 3 ② 0
	手持ち業務の金額及び件数	(別記様式-6) 公告日時点において、以下の項目に該当する場合は選定しない(未契約のものを含む) ・手持ち業務の契約金額が5億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。 ただし、契約金額が1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上とする。	

業務実施体制	業務実施体制の妥当性	(別記様式-4) 以下の項目に該当する場合は選定しない。 ①業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ②共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 ③主たる部分が再委託予定となっている。
合計		満点の点数 100

注) 管理補助技術者を配置した場合は、管理補助技術者を対象に評価する。

注) 評定点の評価方法については、手引きを確認すること。

(3) 技術提案書の提出を要請する者の選定は、参加表明書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年2月26日(木)(予定)までに通知する。

3 技術提案書の特定に関する事項

(1) 技術力等の評価基準

本業務の技術力等に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

ア 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		技術点		
		判断基準	管理技術者	担当技術者	照査技術者
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等			
		(別記様式-6) 技術者資格を以下の順位で評価する。 【管理技術者】・【担当技術者】・【照査技術者】			
		①技術士(総合技術監理部門「建設部門」)及び技術士(建設部門「都市及び地方計画」)	①1.5	①1.0	①0.5
		②技術士(建設部門「都市及び地方計画」)	②1.0	②0.5	②0.4
		③RCCM(都市計画及び地方計画)	③0.5	③0.3	③0.3
	④上記に該当しない。	④特定しない	④0.0	④特定しない	

専門技術力	業務執行技術力	<p>(別記様式-6の2) (別記様式-6の3)</p> <p>過去10年間(平成27年度以降から公告日まで)に完了した同種又は類似業務の実績(再委託による業務の実績は含まない。)を下記の順位で評価する。職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。また、同種業務、類似業務とも契約金額が500万円以上とする。</p> <p><u>【管理技術者】・【担当技術者】・【照査技術者】</u></p> <p>① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ 上記に該当しない場合は選定しない。</p> <p>a 同種業務:都市計画法第6条の2に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)の作成に関する業務 b 類似業務:都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)の作成に関する業務</p>	①0.5 ②0.3 ③特定しない	①1.0 ②0.5 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0
	当該部門従事期	<p>(別記様式-6)</p> <p>技術者資格で申請のあった部門に対して、下記の順位で評価する。</p> <p>① 当該部門の従事期間が10年以上 ② 上記に該当しない</p>	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0
若手技術者	<p>(別記様式-6)</p> <p>下記の通り評価する。</p> <p>①40歳以下の管理技術者を配置(公告日を基準)。 ②上記に該当しない。</p>	①0.5 ②0.0	—	—	
情報収集力	<p>県内での業務実績</p> <p>(別記様式-6)</p> <p>過去10年間(平成27年度以降から公告日まで)に完了した同種又は類似業務の実績(再委託による業務の実績は含まない。)を下記の順位で評価する。内容を評価する場合はその旨を明示する。評価は1件のみ行う。</p> <p>① 当該地域(沖縄県)管内での業務実績あり。 ② 上記に該当しない。</p>	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0	
CPD	<p>(別記様式-7)</p> <p>CPD取得単位を評価する。</p> <p>① 過去5年間の平均取得単位が250単位以上 ② 上記以外</p>	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0	
専門業務		配点 4.0	配点 4.0	配点 4.0	

	(別記様式-7) 過去10年間（平成27年度以降から令和7年3月末まで）に完了した同種又は類似業務の評定点を右表で評価する。	<table border="1"> <tr> <td>申請件数の平均点↓</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>80点以上</td> <td>⑤</td><td>④</td><td>③</td><td>②</td><td>①</td> </tr> <tr> <td>75点以上80点未満</td> <td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td><td>③</td><td>②</td> </tr> <tr> <td>70点以上75点未満</td> <td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td><td>③</td> </tr> <tr> <td>65点以上70点未満</td> <td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td> </tr> <tr> <td>60点以上65点未満</td> <td>⑨</td><td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td> </tr> <tr> <td>55点以上60点未満</td> <td>⑩</td><td>⑨</td><td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td> </tr> <tr> <td>申請件数→</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td> </tr> </table>	申請件数の平均点↓						80点以上	⑤	④	③	②	①	75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②	70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③	65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④	60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	申請件数→	1	2	3	4	5			
	申請件数の平均点↓																																																				
	80点以上	⑤	④	③	②	①																																															
	75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②																																															
	70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③																																															
	65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④																																															
	60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤																																															
	55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥																																															
	申請件数→	1	2	3	4	5																																															
	【管理技術者】・【担当技術者】・【照査技術者】 申請数は5件までとし、平均点が55点未満の場合は加点しない。 なお、過去10年間の100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。																																																				
a 同種業務：都市計画法第6条の2に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の作成に関する業務	①4.0	①4.0	①4.0																																																		
	②3.6	②3.6	②3.6																																																		
	③3.2	③3.2	③3.2																																																		
	④2.8	④2.8	④2.8																																																		
	⑤2.4	⑤2.4	⑤2.4																																																		
b 類似業務：都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）の作成に関する業務	⑥2.0	⑥2.0	⑥2.0																																																		
	⑦1.6	⑦1.6	⑦1.6																																																		
	⑧1.2	⑧1.2	⑧1.2																																																		
	⑨0.8	⑨0.8	⑨0.8																																																		
	⑩0.4	⑩0.4	⑩0.4																																																		
表彰 (過去4年)	(別記様式-6) 優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ③ 表彰実績あり ④ 表彰実績なし ※令和4年度から令和7年度までの表彰経験を評価する。 ※表彰対象機関は、沖縄県 土木建築部のみとする。	①1.0	①1.0	①1.0																																																	
		②0.0	②0.0	②0.0																																																	
小計	満点の点数	9.0	8.5	7.5																																																	
		25																																																			

注) 管理補助技術者を配置した場合は、管理補助技術者を対象に評価する。

注) 評定点の評価方法については、手引きを確認すること。

イ 実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点	
		判断基準	書面	ヒアリング
実施方針・ 実施フロー ・工程表 その他 (別記様式-12)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	7	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5	
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	4	
地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		4		
小計			25	

ウ 特定テーマ

評価項目			評価の着目点	技術点		
			判断基準	書面	ヒアリング	
特定テーマに関する技術提案 (別記様式-13)	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	8		
	特定テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	7.5		
			着目点、問題点、解決方法等が適切かつ理論的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。			
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。			
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。			
	特定テーマ1	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	7.5		
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。			
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。			
			提案内容によって想定される事業が適切な場合に優位に評価する。			
	特定テーマ1	独創性	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。	6		
			周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。			
			複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。			
			新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。			
	特定テーマ2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	7.5		
			着目点、問題点、解決方法等が適切かつ理論的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。			
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。			
事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。						
特定テーマ2		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	7.5		
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。			
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。			
			提案内容によって想定される事業が適切な場合に優位に評価する。			
特定テーマ2	独創性	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。	6			
		周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。				
		複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。				
		新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。				
小計				50		
アからウの合計(満点)				100		

エ 参考見積もりに関する確認

評価項目			評価の着目点	技術点
			判断基準	評価のウェイト
参考見積もり	業務コストの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務規模と大きく乖離がある場合は特定しない。 ・業務量の目安を超える金額の場合は特定しない。 	—	

4 参加説明書に対する質問及び回答

参加表明書等を提出しようとする者又は技術提案書の提出要請（選定）を受けた者は、参加表明書又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班
電話番号 098-866-2408

(2) 提出期間、提出方法及び場所

- ア 期 間 参加表明書について：令和8年2月6日（金）から令和8年2月13日（金）まで
技術提案書について：令和8年2月26日（木）から令和8年3月13日（金）まで
- イ 受付時間 休日を除く午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで
- ウ 場 所 上記(1)イによる。
- エ 提出方法 書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(3) 回答の方法

- ア 期 間 参加表明書について：令和8年2月16日（月）までに回答
技術提案書について：令和8年3月17日（火）までに回答
- イ 場 所 インターネットにより閲覧する。
【公募・入札】 <https://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html>

5. 技術提案書の作成に必要な参考資料について

以下の資料は公告時に掲載する。

- ア 都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（県内3区域。令和4年11月改定）
- イ 令和5年度沖縄本島中南部における広域都市構造のあり方検討委託業務（令和6年8月）
- ウ 【特定テーマ2参考資料】